

らう得というような形に相いなるのでありますが、それは一応内不額で都で確定しました一応の内不額をここに計上したので

す。

次のオ三款の地方交付税におきましては三百八十四万六千円を追加したものでござりまするが、これは新開等に出ておりまして

普通交付税の本年度の交付額決定による収分であります。合計したしまして、地方交付税が六百五十四万六千円と相いなるのであります。この内の九百八十四万六千円が普通交付税でありまして、去年より九普通交付税は十%の増に相なつて

おります。

特別交付税の方はまだ決定してないわけでありまして

次のオ七款の国庫支出金におきましては六百六十九万九千円を追加したものであります。これは例えは事業費決定をいまだきまして、いわゆる防犯道路の舗装工事の補助金であります。

次のガ九款の寄附金として、三千二万円、これは先程請願寄附議案として御議決いただきました。

町道一九三号線の舗装工事費の寄附金収入であります。こうしまして、本年度の歳入合計は億五千四百三十三万五千五百円と相なるわけです。今回の追加の千八百九十四万九千円でございますので、そのつた額に相いなるわけでありまして

次に歳出の方を御説明申し上げます。オ四款の土木費におきましては八百四十五万五千円を追加したものであります。これは補助道一九三号線の舗装工事費に寄附金収入と補正予算の更正によりまして三千二万四千円、然るる寄附金が三千二万円、それを計上いたします。防犯道路の舗装工事費に八百三十三万五千円を計上したものであります。

次のオ五款の教育費に七千九百五十万円を追加したものであります。これを議員各位に御承知の講堂と物置の工事費であります。

次のガニ款の保健衛生費におきまして百八万六千五百円を追加いたしましたのでありますがこれは主として最近におきますノ病弱者賃金の異状なる昂騰に即応いたしましたして雑務作業員一名であります。その基本給の百五十円程度の能率給を支給するところの至費、その他熊川地区に郡営住宅が三〇八戸建設されることに即応いたしましたして去る九月一日から厚生委員会の手了承をいたさきまして厨芥収集人夫が従来三人であつたのですがこれを四人に増員したことにより至費の増、その他塵芥処理場に水道を引いたことによる経費の増がおえなる内容であります。次のガニ三款の公債費におきましては六千九百六十九円を追加いたしましたのでありますが議員各位御承知のようにガニ四小学校の校地買収分牛久保の改築分の銀行からの一時借入金利息の不足分であります。

ガニ四款予備費におきまして更正いたしましたして、こうして歳

出の合計は歳入予算額と同額の千四百九十九円を追加することとしたしまして予算規模は一億五千四百三十三万五千円と相なり歳入歳出差引残金なしと相いなるのであります。

慎重審議の上原案通り御可決あらうんことをお願い申し上げます。御説明を終わります。

議長石川修義 これより質疑を行ないます。

十九番中西虎蔵 保健衛生費の百八万六千五百円を追加いたしております。一応この塵芥処理というもののいろ／＼と予算措置を講じた結果がその右どうなつてゐるのかよく伺ひたい。

助役藤澤実 御説明申し上げます。

オニ款であります。が、当所予算の編成等によりましては三千五百円程度でないかと予想いたしておつたのであります。が非常に最近にはふえておりまして例えは四月中の増が九十四件、八月中の増が七十三件というように毎月百件近く増えています。つてお

ります。現在は三千八百世帯がこの塵芥の収集にお申込な
だいていらっしゃる状況であります。

都営住宅が出来ますと勿論三千戸あまりに相なるので
あります。

塵芥の収集人夫の賃金であります。これは誠に申訳ないの
であります。私共これほど清掃者の賃金が異状な高騰
を示すであらう。このことを予測し得なかつたのでありまして
最近の労務者の賃金の暴騰は本当に予想以上でありますので
このいつか関係何とか塵芥の収集を町民の皆さんが御満足
いようにしようという考えで賃金の予算が当初予算と比
べますと相当膨脹してまいつておるのであります。この点は
この点でありますので御了承を承りたいと思ひます。
オニ兵の契約の点であります。この点につきましては私共契約条
例には予定価額三十万円以上の場合は議会の御議決をいただく

ということに相なつておるのであります。

厨井の収集の契約は月額八万円の契約となつておるわけであり
ます。予定額が八万円。契約条例では予定価額三十万円となつ
ておる。八万円。この議会の御議決をいただく。この点では
はないかとまた念のため立川市役所に電話をいたしました。立川で
は議会の御議決をいただく。ということでありましたので御
議決をいただく。なかつた。という。な事情があつたのであります。が
中西議員さんのお話しを聞きますと中西議員さんのお話しを聞
きますと中西議員さんのお話しは立川市役所の通つたところのある。な。な。
いたします。この点。十分調査研究いたしまして結論を早急に
いたしまして。え。中西議員さんのおつしやること。で。やつた。方。が。適当。で
ある。という。ことの結論が。出。ま。し。た。ら。今。後。に。そ。う。し。た。こ。と。で。議
会。の。方。で。御。議。決。を。い。た。だ。く。よ。う。に。た。だ。予。定。価。額。が。三。十。万。円。以。上。と
条。例。で。は。う。た。つ。て。あ。り。ま。す。が。議。会。を。尊。重。す。る。上。に。立。ち。ま。し。て。年

額で三十万円以上になるような場合には御議決をいただきたく方が適当ではないかという結論ができれば、そういうふうに今後は改めたいとかようにお願いするもので、今暫く議決の余地をいただきたいと思います。

〔十番田村祐二〕説明をしていただきましたので、篠崎助役に質問いたします。が、この町で国有提供施設等の交付金につきましては町としては特殊財産でありまして、例年この金額については関係の事でありましたが、ただ今の説明では現在までの内示額は昨年の決定しました金額より若干落ちておると、その落ちておる基本の内容については予算が十億でありますので、その十億に対して五十年に一回の評価が乏が都を除いて道府縣にあるということから、ちやうどそれにぶつかわる関係もありました。昨年よりふくまっているという説明がございましたが、その点はよくわかりませんが、そうすると東京都は毎年評価が乏

をして若干でえ、有利にえつていくというような経過を今日までのばしたと解釈をすることになります。が、来年はそういう觀察から立ちますと、他の府縣は五十年に一回評価替えをするということですから、から毎年はしないと東京都は改めしなおすということになります。と建物の償却は別として、土地その他はあがってくる。我々が判断するのであります。が、そういう関係からいまして、来年はあがることとが考えられると、我々には矢程の説明と関連して予想するわけですが、これについて関連いがないと思います。又外に考え方はありません。

〔助役篠崎俊夫〕勿論東京は国有財産法の規定の適用を受けりるわけであり、から實際には法的に出来ないわけであり、ますが、基礎関係の国有財産の評価で、乏なく言うのは、今のところは都だけ、たつたらしいのです。そんな関係で正式な評価替えではないようであります。が、若干この三十九年度は福生町で約三十

億の基地関係の評価でございますのであります)

それが三十五年度は三十七億、三十四年度は三十五億でありました
三十三年度は三十三億でありましたこのように若干づつ関東
財務局等におきましては便宜をはかつていただいたということ
正式には評価格とは五年に一回しかできないということに相なる
のであります)

従いまして便宜的な措置でありますので来年度どうなるかと
いうことは一寸見当がつかないのであります)

〔八幡村迄〕ただ今のことは予想でありますのでそれ以上お尋
ねしてはどうかと思っておりますのでこの点は別に致しまして
失程歳出の方の公債費の利率の点で御説明をいただきましたが
これの利率についての一時借入金利率のや四小学校敷地買収
分の一時借入金並に牛浜駅改築分の一時借入金に対する
利率の計算でありますけれどもこの根拠であります牛浜

駅についてはその如くわしい募金の利率を聞いておりませんの
でこの金額を現段階を明記していただくということを含
ませましてそれら集まった金額は今までの一時的に銀行な
らう借り入れた元金に繰り入れた後の残額の利率計算であ
るかこの二つについて御質問いたします)

〔町長(頼清蔵)〕かねかね機会あるごとに議会の方に報告して参りまし
たが大体牛浜駅の協力というものは六百万の内二百万を地元で何
とか協力してほしいという強い要望であつたのです結果に
おきましては市民の二、三町会で一生懸命町会長さん初め役員
さんがやつて下さつたわけですが結局両町会とえ約五十万しか
出来なかつたのであります。しかし数回お寄りにえなつてお
りそうした面の費用も出ておりまして大体五十万余円両町会と
え額は接近しておりましてそのうち一割を金融機関より借り
た利率等に差し引れまして大体現在両町会合せて九十一万

八千円町へ入つてこられたいであります)

従つて当初の目的と大部開きがありますので、何となくすこ
しよつてえういふと、色々議長さん初め地元の議員さんにも
お願いいたしまして、数回お寄りを願つて地主さん関係等にお
出かりをいたさる目下、そうして、面にお協力をお願いして
いるさなかで、最後の線が出ておりませんが、私としては、二百万
という数字が無理な情勢下にあります。しかしながら、百五十
万までは、いさなといふ考えから、かなり御無理
なおお願いをしております)

すでに昨日落成式を終了しまして、落成式後に寄附をえうつ
てあるということ、え一寸おかし線でありましたが、色々あつたよう
な事業で特殊な事業でありますので、あとの^{精算}半産に悩まされ
ておるわけであります)

幸いにして、田村さんから一昨日地元の議員さん方にお寄りをいた

いて、私共にも参りまして、お願い申し上げたいところ、三千万円、心
よく出していただくのであります)

その他、志茂、二町会と、大原、谷戸、熊牛、町会にも、誠に御無理
ながら御協力方を申さんでありますが、また結論には達し
ておりませんが、大体そういう面になり、私も苦勞して、おり
ますが、金融機関にも若干おつきさあ、願ひたいという事、定
めてありまして、百五十というところまでに、こぎつきたつと熱心に
やつておるのであります)

これはあと協議会の席に、くわしくお話し申し上げたいと思ひ
つておりますが、ただ今御質問がありまして、たからう、一応現在まで
の段階をお話し申し上げました)

一、十番(田村祐二)運につきましては、よくわかりました。たこの利子の計算は
一部、りました。えのを元金に繰り入れをいたさなつて、最初借り入
れた元金、据置き、の利子計算であるかどうか、助役の説明をお

願います。

「収受大野忠二」十一番議員さんの質問にお答えいたします。

「四小」学校の敷地買収費として四月に借りましたのは八百万円でございす。利子は二銭三厘それが大体九十日の期間になつております。それは私の方としては引きあては、~~大~~「四小」学校の関係になつておりますが一時借入金として入つております。牛乳の関係が二月七日に借りまして即日鉄道の方に納付したのであります。その時にやはり九十日の約束でかりております。二銭三厘で埼玉銀行から借り入れましたそれが書き替へるの時に百三十五万返着しまして四百七十五万円で借りていかわけです。

その右地元の方から寄附がありました。現在では四百万円の借り入れになつております。現在別に十二万ちよつとあります。がこれは一応借入れの方の証書は十一月までありますので、その時を

で利用するといふ方法をとつております。

何れも合せて現在の一時借入金替へを一千万円埼玉銀行より二銭三厘で借入れてあります。

「十一番」田村祐二「特殊な町でありますので、今後ともこのような借入れの方表がなされると思ひますが、独立事業の水道、あるいはと畜場ではありませんけれどもその事業の内容にからませて金は金で処理した方がはつきりしてよろしいだろうと考へます。が、ただ今の収入役の説明の当初は百万をかりて書き替へて百三十五万を返したという百三十五万というのはいかなる性格の金を返したのか、これを必ず伺ひたい。

「収受大野忠二」この百三十五万の返着は一般会計から返さしたもので、百万円入金はその時にありましたものを引きあてたものでございす。

「十一番」田村祐二「えう、一ヶ月間の借入れが四百万円になつてゐるがその七十五万

というのは現地から入つたものの大半をへれたということではなく
一般からの繰入ではないのか

「収入後(大野忠二)一般の予算から落したものは百万円であります」

牛乳の二町会の方から入つたものを引き当てたものです。借入の条
件は一時借入金の書類でやつておりますが、^経理の方は全部別
途にやつております」

「二十八番(田村祐二)理事者にお伺いいたしますが起債その他ははつきりい
たしました。議会の議決をとりました後に行なうものでありま
すから非常に義務的な仕事に入りまして適格にやつていただく
ければならぬ疑念もない誤解もないのであります。こういう
特殊な事業を次の年度の予算の財源を得た場合に予算化
しまして、それを、そうさするというような一時的な借入の処
理というふうなものは、あまり救えるものではないからうか
と考えるのであります。が、そういう特殊な借入れの場合会計

東京
二訂正

四訂正

検査等において、もちろん合法的でありますから認められると思ひ
ます。かういふ大抵これの^特種方式があまりにはつきりしたもので入つ
ていないということになると後々の^理理に誤解等を生ぜずや
すいのではないかと、今後共そのものの種目によつて生ずるたさ
れたもので貸して、いく^種種を付けて、いつた方がよからうと考之
ます」

「三つという観点に対しての御見解を町長にお伺いしたいと思ひます。
「町長(瀬古清蔵)お説の通りであります」

大抵は御質問の方、四小中学校の用地の買収という点を考慮し
今ではないとかな／＼平に入らなくなるだろうということであ
るなり無理な線ではあつたかと思ひ、きつて買収したという
ような問題にあります。が、学校用地の買収費の起債から入る
ような面を出てきておりまして、こういう面を申請してやるわ
けですが、何れにしても出組は、はつきりとしておこなうとならう

ないということは勿論でありまして色々という面に気を配つて
 おるわけですが、当面の問題としては牛浜の駅の問題は私の
 考へ方としては本年度三百万を返着する方はなんとか寄附によつて
 やりたい、本年度の予算面から順次落して返着するとこんな
 予定であつたわけですが予定通り行つておりませんことを申
 しわけないと思つております。

今後色々な事でこうしたことが出てこないとい限りませんので
 なるべく起債がえらうえるような面は極力その方から措置をし
 ていきたいと考えて、そういう面にも申請を出して、そういうこと
 で気を配つておるわけですが、そういうことで却て承賜りた
 いと思ひます。

一十八番(田村祐二)

了解

一十九番(中西虎蔵) 先程の助役の説明を聞きますとこの契約書は下月
 契約になつておるのですか

都営住宅が出来まして、よつて相当範囲が広がるというので
 九月時分から人をふやすと言われたのですかこの点説明願ひ
 たいと思ひます。

一助役(篠崎俊夫) 契約は年度更新であります。年度でやつた方が適当
 であるということも確かに理屈があるように思ひますので、この点
 をえう暫らく研究させていたゞきたいと思ひます。

九月の九月一日から三人を四人にするということでもあります。が
 実は都営住宅が出来ませんで三人では全部を巡りきれなか
 ったのでありまして二日に一回しか巡れなかつたときもたどうし
 ては仕方がなく三輪車を使って一部の地域だけは三人の収集員が
 収集するのと別に三輪車で収集していたという事情があり
 まして、非常に三人では苦しかつたわけであります。

都営住宅が三百戸出来ると三百戸に入居者が入つてすぐに
 ふやすということもこれは従業員の訓練がございしますのですぐ

ふやして翌日から出来るというものでないので九月一日から一名増員を致したのであります。

二十九番(中西康蔵)この問題は九月から増員ということと今後の契約はどうするか私の見解では、はつきり今まで資料を作った時には年次契約であつて所の当初予算のすべて契約されるのであつて今助役の申される月額計算というような予算措置とソウのはその時発生する短期間においての予算措置とソウのはあり得ると思ひます。衛生事業として続けていく以上は年次計画は当然であつて、予算というものは当然伴うわけであります。ソウいう点から致しまして質問をいたし自分の考へを申し述べたのであります。この点に私は非常に疑念があるわけであります。それと同時に今後の契約はいかになされるのかその点お聞きしたいと思ひます。

一助役(藤崎俊夫)現在の契約は来年度の三月三十一日となつておりますので

四月一日から契約をしないかと相なります。

また塵芥処理場が腐敗処理をする方法が見いだされるまでは、これはやはり毎年一契約してゆくことになるかと考へております。

二十三番(大塚源一郎)ただいまの十九番議員の御意見はこゝろと云々と思ひます。かといふ同意ということとは議会の同意を求めるということが大切です。ソウいうことになります。向うの契約が一カ年契約になつて金は月払いであらうと年間予算の計上ということにつきまして当然これらのものは契約としての問題を当然やるべきではないかとこれについては私共担当委員会ではないのでこの関係については厚生委員会でも十分審議をして議会の納得のソウいふような方法をぜひとつてもらいたいと思ひます。

それから特に立川市が云々ということをお助役が申しあげました。がソウいう関係について立川市はどうであらうと云々と思ひます。